き家情報として登録すること。
④3親等以内の者と空き家を賃貸又は譲渡しないこと。

【補助対象経費】空き家の改修、修繕に要する経費
【補助金額】補助対象経費の10分の10以内
※上限180万円（千円未満切り捨て）
詳しい内容や申請手続きについては、お問い合わせください。

問い合わせ先　産業建設課　交流推進班　長谷川

大豊町人権学習講演会を開催します

町民の皆様を対象に、人権学習講演会を開催します。

テーマは**「インターネットによる人権侵害」**で、インターネットに関連する差別や誹謗中傷についての講演です。

インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として私たちにちの身近なものになっています。その一方でSNSでの誹謗中傷やプライバシーの侵害などインターネット上での人権を軽視した行為が大きな社会問題となっています。この機会にこのような問題に巻き込まれないよう、一緒に学びませんか。

◆とき　令和4年7月14日（木）午後7時～
◆ところ　大豊町役場　2階　議場
◆講　師　神野　博教　氏
（高知県教育委員会事務局
主任社会教育主事）

問い合わせ先　教育委員会　人づくり班　宮岡

第13回四国三郎吉野川源流・利水域交流美術展覧会の作品大募集！

【出品資格】
嶺北地域と利水域に在住する方、嶺北地域に勤務する方で高校生以上

【出品規定】
各部とも1人3点以内で、未発表で自身の制作した作品に限る。**必ず陳列に必要な装具（つりひも、金具）をつけること。また、輸送に必要な梱包をすること。**

●**絵画の部（洋画・日本画）**
絵画、写真には前張りは付けない。
100号以内（額縁必須）

●**彫塑・工芸の部**
200㎝以内（2人で運搬可能な大きさ）で石こう、実材に限る。（粘土不可）

●**書道の部**
額装を含めて100㎝×191㎝以内または142㎝×142㎝以内。縦作品は61㎝×243㎝以内。
表装は枠装・額縁・軸装・短冊掛など
※規定の用紙へ楷書で釈文を添付してください。

●**写真の部**
四つ切りから全倍の単写真または組写真（組写真の場合は一枚の枠張り、又は額装にすること。）

【出品料】
1点につき500円（高校生は無料）

【搬入期日】
令和4年9月2日（金）午前9時～午後5時まで
小作品でもOKです。
皆様からのたくさんの出品をお待ちしています！

問い合わせ先　教育委員会　人づくり班　信高

ひとりで悩まないで ～ひきこもり～

『学校や職場などの社会参加を回避し、おおむね6か月以上家庭にとどまり続けている状態』をひきこもり状態としています。

◎仕事や学校に行っていない
◎家族以外の人との交流がない
◎コンビニや自分の興味の場所に行くが人との会話を避けている

●誰でも、何歳からでもひきこもり状態となる可能性はあります。
●あきらめず抱え込まずご相談ください

問い合わせ先　地域福祉課　福祉介護班　永吉

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

●対象手続
①国民年金第1号被保険者加入の届出
②国民年金保険料免除・納付猶予の申請
③国民年金保険料　学生納付特例の申請
まずはマイナンバーカードの取得とマイナポータルの「利用登録」が必要です。
※手続にはマイナンバーカードとその受取時に設定したパスワードが必要です。

マイナポータルの登録はこちらから

⇒マイナンバーカードをお持ちでない方へ

職員がマイナンバーカードの申請（申請書作成や写真撮影）のお手伝いをいたします！
詳しくは、ゆとりすと4月号4ページをご覧ください。

⇒マイナポイントをご存じですか

マイナポイントとは、新規取得した方を対象にマイナンバーカードを利用して予約・申込し、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージ・お買い物をするとその利用額に応じて、25%分のポイント（上限5,000円相当）が付与されるものです。

現在、第2弾が開始されており、健康保険証の利用登録（7,500円相当）と公金受取口座の登録（7,500円相当）でプラス15,000円相当のポイントが付与されます。

（キャッシュレス決済サービスの例）
Pay Payなどの QR コード決済、コジカ、nanaco、WAON、楽天 Edy などの電子マネーやクレジットカード等

⇒お仕事や学校で平日に来庁できない方へ

時間外の臨時窓口を開設いたします。
時間外の臨時窓口では、カードの申請やマイナポイント登録のお手伝いやカードの交付を行っております。
臨時窓口の開設日につきましては、ゆとりすと放送と広報誌最終ページのゆとりすとカレンダーにて随時お知らせいたしますのでそちらでご確認ください。

問い合わせ先　住民生活課　保険窓口班　高岡

令和4年度後期高齢者医療保険料の減免について

以下の要件を満たす方は、申請により減免となる場合があります。

【保険料の減免の対象となる方】
①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方　⇒　**保険料の全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が一定程度見込まれる世帯の方で下記（1）～（3）を満たす方
⇒　**保険料の一部を減額**

（1）事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年中の収入のいずれかが、令和3年中に比べて10分の3以上減少する見込みであること
（2）令和3年中の所得の合計額が1,000万円以下であること
（3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること

問い合わせ先　住民生活課　保険窓口班　川村